

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和8年1月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
小川木工所	岩手県盛岡市	R7.9.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第123条	木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けていなかったもの	R7.9.18送検
(有)ふじ美苑	岩手県盛岡市	R7.11.25	最低賃金法第4条	労働者5名に、4か月間の定期賃金合計約204万円を支払わなかったもの	R7.11.25送検
(有)高農産業	岩手県八幡平市	R7.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第27条	車両系建設機械について、厚生労働大臣が定める規格を具備していないものを使用したもの	R7.12.9送検